省　令

○総務省令第六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第30の２（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

法人番号

端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

［注１・２　略］

３　「端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。ただし、当該電気通信事業者以外の他の電気通信事業者が当該端末系伝送路設備と自らの電気通信設備との接続（当該端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者が提供する卸電気通信役務の利用に係るものを除く。）をし当該端末系伝送路設備に係る料金その他の提供条件を定めて提供する卸電気通信役務を利用している場合（二以上の段階にわたって提供される当該卸電気通信役務を利用している場合を含む。）には、当該他の電気通信事業者の名称を記載すること。

［４～６　略］

改正前

様式第30の２（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

法人番号

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

［注１・２　同左］

３　「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。

［４～６　同左］